**入門課題14　応用課題4**

**不正アクセス行為の発生状況**

令和元年における不正アクセス禁止法違反事件の認知・検挙状況等について

(令和元年[[1]](#footnote-1)に都道府県警察から警察庁に報告のあった不正アクセス行為を対象とした。)

**１ 不正アクセス行為の認知状況**

(1) 認知件数

令和元年における不正アクセス行為の認知件数[[2]](#footnote-2)は2,960件であり、前年と比較すると1,474件（約99.2％）増加した(表1 参照)。不正アクセス行為の認知件数について、不正アクセスを受けた特定電子計算機のアクセス管理者[[3]](#footnote-3)別に内訳を見ると、「一般企業」が最も多く2,855件となっている。

表1 過去５年の不正アクセスを受けた特定電子計算機のアクセス管理者別認知件数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 一般企業 | 1,998 | 1,823 | 1,177 | 1,314 | 2,855 |
| 行政機関等 | 14 | 5 | 9 | 6 | 90 |
| プロバイダ | 11 | 6 | 6 | 4 | 6 |
| 大学、研究機関等 | 11 | 2 | 5 | 161 | 3 |
| その他 | 17 | 4 | 5 | 1 | 6 |
| 計(軒数) | 2,051 | 1,840 | 1,202 | 1,486 | 2,960 |

※「大学、研究機関等」には、高等学校等の教育機関を含む。

※「行政機関等」には、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体及びこれらの附属機関を含む。

※「プロバイダ」とは、インターネットに接続する機能を提供する電気通信事業者をいう。

|  |
| --- |
| **作成のヒント**  ページ下の注釈は、「脚注」の機能で入れます。 Microsoft Word 「参考資料」タブ Googleドキュメント「挿入」タブ |

1. 令和元年の各種数値については、平成31年１月から同年４月までの数を含む。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ここでいう認知件数とは、不正アクセス被害の届出を受理した場合のほか、余罪として新たな不正アクセス行為の事実を確認した場合、報道を踏まえて事業者等に不正アクセス行為の事実を確認した場合その他関係資料により不正アクセス行為の事実を確認することができた場合において、被疑者が行った犯罪構成要件に該当する行為の数をいう。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 特定電子計算機とは、ネットワークに接続されたコンピュータをいい、アクセス管理者とは、特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。 [↑](#footnote-ref-3)